

謝金支給規程を次のように定める。

平成21年 7月21日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 梶山千里

## 謝金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における謝金の支給に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 謝金は、機構が業務実施のため協力を依頼した個人又は団体若しくは機関等（以下「協力者」という。）に対して支給することができる。

(謝金の単価)

第3条 謝金の単価は、別に定める基準に従い、担当部署が決定するものとする。

(その他)

第4条 その他この規程により難しい場合には、担当部署が関係部署と協議の上、その都度、理事長、理事又は部等(組織運営規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号)第6条又は第4章の2の規定により設置される組織をいう。)の長の承認を得て、謝金の額を定めることができる。

附 則

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第5号) 抄  
(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第11号) 抄  
(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。